

第5章 ラオス

1. 国の概況

(1) 国家の名称

(イ) 正式名:

ラオ語: Sathalanalat Paxathipatai Paxaxon Lao

英語: Lao People's Democratic Republic

日本語(外務省使用名称): ラオス人民民主共和国

(ウ) その他の名称

通称: Laos、ラオス

現地における通称: 無し。(ラオ人にとってはラオ(Lao)である。「Laos」は、フランス人が複数形の「s」をつけ、これを、英語で「s」まで読むようになったものである。)

(2) 地理条件の概要

(ア) 面積: 236,800 km² (うち水面6,000 km²) [日本: 377,835 km²]

(イ) 地勢: 山がちの内陸国で、一部に、平地または高原がある。最高点は、Phou Bia 2,817 m。

(ウ) 気候: 熱帯モンスーン気候で、5月から10月が雨季。

(I) 土地利用(1993年推定値)

耕作地: 3% [日本: 11%]

その他の作付け地: 0% [日本: 1%]

牧野: 3% [日本: 2%]

森林・林地: 54% [日本: 67%]

その他: 40% [日本: 19%]

表5.1. ラオスにおける土地利用の推移 (単位)

	1973		1979		1984		1989		1994	
	千ha	%	千ha	%	千ha	%	千ha	%	千ha	%
総面積	23,680	100.0	23,680	100.0	23,680	100.0	23,680	100.0	23,680	100.0
陸地面積	23,080	97.5	23,080	97.5	23,080	97.5	23,080	97.5	23,080	97.5
耕地面積	800	3.5	670	2.8	790	3.3	827	3.5	875	3.7
永年作物	12	0.1	20	0.1	20	0.1	22	0.1	25	0.1
永年牧草地	800	3.4	800	3.4	800	3.4	800	3.4	800	3.4
森林面積	14,400	60.8	13,800	58.3	13,010	54.9	12,612	53.3	12,550	53.0
その他	7,038	29.7	7,790	32.9	8,460	35.7	8,819	37.2	8,830	37.3

出典: FAO Yearbook, 1995, Production

(f)主要天然資源: 木材、水力、石膏、スズ、金、宝石

(3) 人口

(f)総人口(1999年7月推計): 5,407,453人

(1)年齢構成:

0-14歳: 45% (男 1,235,797; 女1,203,520) [日本: 15%]

15-64歳: 52% (男 1,360,991; 女 1,434,378) [日本: 68%]

65歳以上: 3% (男 78,195; 女 94,572) [日本: 17%]

(g)人口増加率: 2.74% (1999年推計) [日本: 0.2%]

(h)乳幼児死亡率: 89.32人/1,000出生 (1999年推計) [日本: 4.07 /1,000]

(i)出生時平均余命: 54.21年 (男: 52.63年、女: 55.87年) [日本: 80.11]

(j)女性1人あたり出生数: 5.55人(1999年推計) [日本: 1.48人]

(k)主要民族: 低地ラオ人(Lao Loum(lowland)。メコン川沿いの低地に定住し、水田耕作。)¹⁾: 68%、山地ラオ人(Lao Theung (upland)。山地と低地の間を移住しながら山間で焼畑耕作。)22%、高地ラオ人(Lao Soung (highland)。1,000m以上の山岳で移動生活。)、モン族(Hmong ("Meo")²⁾)・ヤオ族(Yao (Mien)³⁾9%、ベトナム人・中国人1%

(l)主要宗教: 仏教 60%、伝統的信仰を含むその他宗教 40%

(m)主要言語: ラオ語(公用語)、フランス語、英語、その他の多数の民族語

(n)15歳以上の読み書き能力人口割合: 60% (男:70%。女:48%) (1998年推測)

(4) 経済

「新思考」政策の下、1986年以来経済の自由化を徐々に進めている。この経済政策は、1988-96年の

¹ ラオ人3分類の生活様式については、海外環境協力センター(1998)による。

² タイでは、一般に「Hmong」と呼ぶが、Hmong人自身はこのタイでの呼称を嫌っている。(「地球の歩き方: タイ北部山岳民族を訪ねて」、1990年)

³ 「Yao」は、漢族・タイ族等からの呼称で、自称は「Mien」。「地球の歩き方: タイ北部山岳民族を訪ねて」、1990年)

平均で7%成長など、成果を挙げた。しかし、1997年からは、大きく依存しているタイ経済の危機の影響を受け、インフレが高進し、また、タイ・パーツの下落とともにキップも下落した。

ラオスは、内陸国である上、道路等の交通、通信等のインフラの整備が大きく遅れている。

経済全般としては、もち米を中心とした自給農業が圧倒的に大きな役割を果たし、GDPのおよそ半分、労働力の80%を占めている。食料はおおよそ自給できているが、旱魃等により不足する地域ができることがある。森林破壊と土壌浸食がこのような自給型農業を中心とするラオスのGDPに影響する可能性が指摘されている。

1人当たりの所得分配は比較的平均化されているものの、人口の46%は貧困層に属しており、特に農村部でその割合は高く53%に達している。経済開放が進むと山間部において相対的に開発が遅れ、所得格差が拡大する可能性もある。

(7)GDP: US\$66億 (1998年推計)

(4)名目GNP :

	1995年	1996年	1997年
総額(100万米ドル)	1,694	1,895	1,924
1人当たり(米ドル)	350	400	400

(外務省「我が国の政府開発援助1999」による。)

(5)通貨新キップ(NK)の対米ドルレート :

1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年1月
717.67	804.69	921.14	1,256.73	3,299.21	4,217

(1995年9月から変動相場制。)

(I)実質GDP成長率: 4% (1998年推計)

(オ)GDPセクター別: 農林水産業 %51、工業 21%、サービス業 28% (1998年推計)

[日本: それぞれ2%、38%、60% (1997年)]

1998年の工業生産の伸び率(推計)は8.9%。工業部門におけるGDPの伸びは大きく、1992年から1996年の年平均成長率は11.4%であった。また、繊維並びに衣料工業が近年成長しており、これは低賃金と外資に対する優遇政策により、タイをはじめ、韓国、台湾、香港からの投資が増加した結果であり、1996年には1,000万ドル以上が衣料品産業に投資された。さらに、コメ製粉、ビール、清涼飲料水等の食品加工業も伸びつつあり、鉱工業部門全体のGDPに占める割合は1988年の11.2%から1996年には20.6%へと拡大している。

表5.2. ラオスにおける部門別GDP

	1993		1994		1995		1996	
	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%
農林業	406,234	56.3	439,980	56.4	453,684	54.3	463,944	52.0
工業	125,258	17.4	138,634	17.8	156,829	18.8	183,559	20.6
サービス業	175,610	24.3	185,376	23.7	204,345	24.5	222,071	24.9
輸入関税	14,718	2.0	16,668	2.1	20,832	2.5	22,628	2.5
合計	721,819	100.0	780,57	100.0	835,690	100.0%	89,202	100.0

出典: State Planning Committee, Basic Statistics 96

(カ)労働力人口セクター別: 農業 80%(1997年推計)

表5.3. ラオスにおける雇用(1995年) (単位:実数、%)

	従事者数	構成比
議員、上級公務員	9,454	0.4
専門スタッフ	26,861	1.2
技術者	62,568	2.9
秘書	5,249	0.2
サービス業	85,713	4.0
農林業	1,852,686	85.5
工業、商業	55,930	2.6
オペレーション、組み立て	21,195	1.0
未熟連労働	25,295	1.2
その他	21,550	1.0
合計	2,166,501	100.0

出典: State Planning Committee, National Statistics 96

(キ)失業率: 5.7%(1997年推計)

(ク)消費者物価上昇率: 112%(1998年推計)

(ケ)貧困人口の割合: 46.1% (1993年推計)

(コ)下位10%の貧困家庭の割合: 4.2%

(ク)上位10%の富裕家庭の割合: %26.4 (1992年)

(シ)会計年度: 10月1日から翌年9月30日

(ス)OECD開発援助委員会(DAC)分類: 後発開発途上国

(七)主要経済指標

表5.4. ラオスの主要経済指標

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
人口(百万人)	4.36	4.47	4.59	4.71	4.83
GDP成長率(%)	7.0	5.9	8.1	7.1	7.5
1人当たりGDP(kips)	193,658	212,704	241,340	301,023	346,294
消費者物価上昇率(%)	9.8	6.3	6.8	25.7	7.5
輸出(FOB、百万ドル)	133	241	300	311	323
輸入(CIF百万ドル)	244	432	654	589	690
経常収支(百万ドル)	-25.1	-60.4	-118.7	-127.0	-223.0
対外債務残高(百万ドル)	1917.0	1985.4	2080.1	2165.0	-
対ドル為替レート(Kips)	717	718	719	920	935

出典: ADB, Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries 1997
IMF, World Economic Outlook Oct.1997

(八)輸出構造

1991年以前は、木材と電力の総輸出額に占める割合は50%以上であったが、1992年には45.1%、1995年には36%へと低下した。しかし輸出額では、木材は1995年の88百万米ドルから1996年125百万米ドルへ、電力は24百万米ドルから30百万米ドルへとそれぞれ増加している。電力輸出については、ラオスの年間生産電力(水力発電による)の約80%にあたる210MWがタイへ輸出されている。タイ電力公社(Electricity Generating Authority of Thailand: EGAT)との間で締結された契約では、タイへの輸出を2000年までに年間1,500MW、2005年までには2,500MWにまで増加させることになっている。また、ベトナムも1998年～2000年にかけて、年間1,500～2,000MWの電力の購入契約を結んでいる。

農産物ではコーヒー豆の輸出が急速に伸びている。これはラオス南部のポロベン高原で生産されている。1990年以降、繊維・衣料品の輸出も増加し、輸出総額の20%を超えて、圧倒的に大きい木材に次いで第二位になっている。

表5.5. ラオスの輸出構造(1992年～1996年)

	1992		1993		1994		1995		1996	
	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%
木製品	42.7	32.2	65.8	27.4	96.0	32.0	88.3	25.5	124.6	39.8
繊維・衣料品	27.3	20.6	49.0	20.4	58.2	19.4	76.7	22.2	64.1	20.5
電力	17.0	12.8	19.6	8.1	24.8	8.3	24.1	7.0	29.7	9.5
製造業品	29.4	22.2	38.1	15.8	36.3	12.1	43.3	12.5	27.9	8.9
コーヒー	2.4	1.8	4.1	1.7	311	1.0	21.3	6.2	25.0	8.0
農産物	7.3	5.5	9.2	3.8	12.1	4.0	13.7	4.0	17.8	5.7
オートバイ	0.0	0.0	36.0	15.0	46.2	15.4	17.7	5.1	12.5	4.0
車両再輸出	6.5	4.9	14.5	6.0	4.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
金再輸出	0.0	0.0	4.2	1.7	18.8	6.3	21.9	6.3	15.2	4.9
合計	132.6	100.0	240.5	100.0	300.4	100.0	346.2	100.0	313.1	100.0

注:木製品には材木のほか、家具などの半製品完成品を含む。

製造業品には衣料品、木製品を除く。

出典:IMF, August 1997, Staff Country Report No.97/68

UNDP, 1997, Report on Lao PDR Macroeconomic Performance

(7)国家開発計画

1996年9月～10月の国民議会で承認された「1996-2000年社会経済開発計画(1996-2000 Socio-Economic Development Plans)」には、次のように、開発の基本的方針、戦略、数値目標が示されている。

基本的方針

- ア 社会経済面での開発に沿って、また自然環境資源を保全しつつ、各セクター・地域の経済建設を進める。
- イ 社会経済開発にあたっては山間部少数民族の開発及び都市部、農村部、山間部の所得格差の是正に十分配慮する。

開発戦略

- ア 市場経済化の推進を通じた経済構造のさらなる発展
農林業を基盤としつつ、工業・サービス業の発展を図る。
 - 農林業: 食糧自給の達成及び輸出の実現。
 - 工業: 水力発電の開発。輸出加工区などの設置。
 - サービス業: 貿易、観光、通信運輸などの発展。
- イ 地域経済の発展、地域間格差の是正
 - 北部地域: 農村開発、焼畑移動耕作の安定化などを通じた自給自足生産から市場経済に対応した生産体制の構築。
 - 中部地域: ヴイエンチャン平野における食料及び商品作物の生産強化。電力及び加工業の促進。
 - サバナケット地域: 農林業、加工業、サービス業のバランスのとれた発展。
 - 南部地域: ポロベン高原及びチャンバサック州を中心とした、商品作物の生産、加工業、サービス業の発展。

市場経済化の推進に当たって、社会格差の拡大を防止するような政策を導入する。

都市の適切な開発を図るため、都市・農村間の人の移動の制限、及び農村・山地開発を図る。少数民族の発展にも重点的に取り組む。

- ウ 多角的な経済構造の構築

非効率的な国営企業の民営化。

法制度の整備、経済計画・政策等による経済運営管理

1996-2000年の5年間で3.5兆キップ(38億ドル)の投資が必要となる。財政からの支出は1.5兆キップ(うち税収0.4兆キップ、外国援助1.1兆キップ)であり、残りは国内外からの借り入れが必要である。

数値目標

- ア 平均8-8.5%の経済成長率の達成(農林業5%、工業12%、サービス業10~11%)
- イ インフレ率を年間平均10%以下に押さえる。
- ウ 2000年までに歳入をGDPの16-16.5%にまで増大させる。
- エ 財政赤字をGDPの10%以下に削減する。
- オ 輸出・輸入の年増加率をそれぞれ12%、10.5%とする。貿易赤字をGDPの12%以下に抑える。
- カ 2000年までに人口を520万人とする。
- キ 1人当たりGDPを500ドルとする。
- ク 2000年における産業構造は以下を目指す(括弧内は1995年の数値)
農林業48%(50.3%)、工業22%(19.4%)、サービス業30%(27.3%)

こうした基本的方針、開発戦略に基づき、上記の数値目標を達成するために、ラオスでは、以下の8つの優先プログラムを策定し、重点的な対応を行っている。

- ア 食料生産
- イ 焼畑移動耕作の安定化/減少
- ウ 商品生産
- エ インフラストラクチャーの整備
- オ 社会経済開発マネジメント及び対外経済関係の改善
- カ 農村開発
- キ 人材育成
- ク サービス部門の拡大

(5) 行政体制

(ア)独立：1949年7月19日、フランスから。

(イ)法体系：伝統的慣習、フランスの法的規範・手続き、社会主義の慣行による。

(ウ)地方制度：16省(province、ラオ語khoueng(単数・複数区別無し))、1市(Viangchan)、1特別区域(Xaisomboun)



図5.1. ラオスの主要都市

©Glorier Internacitve Inc., 1996



図5.2. ラオスの省

出典： 海外環境協力センター、1998（原点：UNEP, 1996: Environment Assessment Programme for Asia and the Pacific）

2. ラオスの環境問題の概況

(1) 天然資源の劣化

経済や国民の生活における第一次産業の役割が卓越している。この基盤となる天然資源の保全が最も大きな課題である。近年、人口増加や水資源の開発圧力により森林が減少した結果、森林の保水能力が低下し、土壌の流出や水資源の減少や不安定化、さらには旱魃や洪水などの自然被

害の増加の一因ともなっている。これにより天水の雨期作と陸稲に依存している米などの農業生産が停滞し、住民の安定した生活を脅かしている。その結果、持続可能でない焼畑耕作による耕作不可能地の拡大や、森林の農地の転用などでさらに森林の減少がおり、土壌劣化や水の減少を増長するという悪循環を招いている。また、生物多様性も低下している。

ラオスの森林面積は1973年から1994年の約20年間に200万ヘクタール減少し、これは国土の7%に相当する。

ラオスにおける森林減少の原因は歴史とともに変化している。1970年代半ばまでは戦争による森林破壊が主たる要因であった。戦争が終結すると、持続的でない方法による焼畑移動耕作が森林を劣化させる要因となった。1980年代以降、木製品の輸出が外貨の主たる獲得源となると、焼畑に加えて商業伐採が主たる要因となった。1990年代に入ると、持続的でない形の焼畑及び商業伐採に加えて、コーヒーに代表される商品作物などの生産を目的とした農地への転換なども森林減少の要因となってきている。その他、水田や都市域の拡大なども森林減少に寄与していると考えられる。

1990年代に入り雨期の洪水被害が頻繁に発生している。例えば、サバナケット州のセバンピエン(Xebangbieng)川流域では、洪水は以前は4～5年に1回発生するぐらいであったのが、近年は毎年のように発生している。洪水の多発と森林減少との因果関係は明らかではないが、森林減少による森林の水源かん養能力の低下が以前よりも頻繁に洪水を引き起こすようになったといわれる。

表5.6は各州における洪水被害にあった人数を示したものである。1996年には中部、南部の州を中心に、洪水被害が発生し、ボリカムサイ州、カムワン州では全人口のそれぞれ02.6%、26%にも及ぶ人々が洪水による被害を受けている。カムワン州は1995年にも42.7%もの人が、洪水被害にあっている。

表5.6. 各州の洪水被害人口

		1995年		1996年	
		被災人口	%	被災人口	%
北部	ポンサリ	0	0.0	12,503	7.9
	ルアンナムタ	0	0.0	0	0.0
	ウドムサイ	0	0.0	0	0.0
	ボーケオ	0	0.0	2,959	2.5
	ルアンプラバン	0	0.0	5,924	1.6
	ファバン	0	0.0	38,703	15.3
	サイヤプリ	0	0.0	103	0.0
	小計	0	0.0	60,192	3.9
中部	ヴィエンチャン特別市	72,950	10.5	0	0.0
	シェンクアン	0	0.0	0	0.0
	ヴィエンチャン	46,322	15.6	0	0.0
	ポリカムサイ	34,337	20.3	55,177	32.6
	カムワン	120,295	42.7	73,084	26.0
	サバナケート	0	0.0	137,433	19.8
	特別区	0	0.0	0	0.0
	小計	273,904	12.2	265,694	11.8
南部	サラフン	0	0.0	21,626	8.2
	セコン	0	0.0	8,565	12.9
	チャンパサック	58,761	11.3	105,012	20.3
	アタブー	0	0.0	19,952	22.1
	小計	58,761	6.3	155,155	16.5
合計	332,665	7.0	481,041	10.2	

%は州の総人口に占める被災人口の割合

出典:National Statistical Centre, Basic Statistics 96

野生生物

ラオスに生息している動植物の種類は、動物873種(哺乳類158、鳥類612、は虫類66、両生類37)、高等植物9,743種で、東南アジアの中で最も豊かな生物多様性を有する国の一つである。山がちな国土の半分を占めるの森林の近年の減少は、生物多様性にも大きな影響を与えている。森林の乱伐により野生動植物生息地のおよそ7割が失われ、湿地の約2/3が危機に瀕しているといわれる。絶滅の恐れがある動物は56種(哺乳類23、鳥類18、は虫類15)、高等植物は3種であるとして、政府は、野生生物保護のため保護指定区を20ヶ所指定し、生物多様性の保全に努めているが、法律が十分に整備されていない上、財政的にも人材的にも対処能力が不十分である。

(2) 環境汚染問題

ラオスの経済構造は基本的に農業国であり、都市人口の割合は20%(UN'DP,1992)にとどまっている。また、雇用機会を求める都市への人口移動は現在のところ起きていない。しかし、全国的にインフラの整備が未発達のため、首都ヴィエンチャンには、環境汚染問題や衛生環境の問題がある。例えば排水に関しては、家庭排水はもとより、病院、工場からの排水も未処理のままメコ

ン河に垂れ流され、各種の下痢疾患を引き起こしているとされ、また、製紙工場からの無処理の廃水が約7haの稲を全滅させる事件も起こっている。

ラオスの都市住民で安全な飲料水が供給されているのは35%である。上水道の未整備は乳幼児の死亡率の高さやマラリアやデング熱などの病気の発生などにもつながっている。ラオス政府もこの問題を深く認識し、上水道の整備に力を入れている。1992年以来上下水道整備計画の一環として新しい浄水場の建設を進め、日量2万トンだった給水量が10万トンへと大幅に増加した。排水のほとんどが地下浸透式である。現在、諸外国からの援助で、上下水道やごみ処理施設の建設がヴィエンチャン市内において進行中である。上水道は75%を、下水道は45%の普及を当面の目標としている。

アスファルト舗装道路は全体の15.7%に過ぎず、残りは砂利道や未舗装の道路である。未舗装の道路を多くの車両が通行することで粉塵が巻き起こされるなどの環境問題も起き始めている。

環境汚染や都市環境問題は、ラオスは比較的都市人口比率が低く都市が小規模であるため、これまでのところは深刻ではない。しかし、都市人口も増加しつつあり、今後の経済発展によりヴィエンチャンだけでなく地方にも都市が成長してくると予測されるので、中長期的には自動車の排ガスによる大気汚染、廃棄物の処理等が問題になる可能性がある。メコン川をまたいでタイ東部と結ぼうとするサバナケット橋や道路など、現在計画されている開発プロジェクトもあり、交通量の増加や人口の移動に伴う都市問題も予測される。

3. ラオスの環境問題への対応

ラオスでは首相府内の科学技術環境庁が環境政策を担当している。ラオスで主要な環境問題である森林、野生動物等の管理については農林省林野のPAWM(Center for Protected Areas and Watershed Management)が管轄している。環境影響評価は法的な義務づけはないが、一部のセクターではガイドラインが策定されている。今後の環境管理に向けては、法令と組織体制の整備及び人材の育成、森林管理の強化などが主たる課題となっている。

(1) 法令

(a) 概況

統制経済から市場経済への移行に合わせて、ラオスの法制度も改訂されてきた。1991年の現行憲法公布に始まり、商業や貿易に関する法律から順次整備されつつある。1999年には環境保護法も制定された。

環境に関わる主な法制度整備の推移は以下の通りである。

1991年	憲法公布
1993年	森林および林地の管理と利用に関する政令(The Mangement and Use of Forest and Forest Land) ・憲法の中で土地と森林管理に関する部分が改訂され、首相令として発令
1994年	産業排水基準制定 ・これによって業種別の排水基準が制定された。
1996年	土地法公布 森林法公布(1993年に出された首相令に他の政令をあわせ、森林法としてまとめた)
1997年	水資源法公布
1997年	電気法公布
1999年	環境保護法制定

(b)環境保護法

1999年4月3日、懸案であった環境保護法が成立した。しかしながら、その内容は、概ね環境保全に関係する様々な定義を行うことが中心になっており、実施のための具体的な規制等の措置を内容とする政令、直接責任を負う科学技術環境庁の体制作り、同庁と実施面を担うものと見られる各セクター担当の省庁間の協力体制作り、そのための資金、人材の確保等、同法の内容が効果的に実施されるようになるまでには、非常に多くの課題がある。

囲み5.1の内容をもつ同法は、科学技術環境庁をこの国の環境保全全体について責任を負う機関として位置付けつつ、実施は、各セクター担当省庁及び地方公共団体が当たることとしている。

囲み5.1. ラオスの環境保護法の内容

<u>第I部. 一般規定</u>
Article 1. 環境保護法の目的
Article 2. 環境の定義
Article 3. 環境保護の定義
Article 4. 環境保護の義務
Article 5: 環境保護の原則
Article 6. 国際関係及び国際協力

第II部 環境の質の低下の防止

- Article 7. 環境の質の低下の防止の定義
- Article 8. 環境影響評価の原則
- Article 9. 環境上適切な技術の適用
- Article 10. 建設工事等における注意義務
- Article 11. 自然資源の定義
- Article 12. 自然資源の分類
- Article 13. 自然資源保護の義務
- Article 14. 自然資源の利用の管理のための措置の義務
- Article 15. 生物多様性の保護
- Article 16. 文化的、歴史的及び自然的保護地の保護
- Article 17. 災害
- Article 18. 災害防止の義務
- Article 19. 国家災害防止委員会の設置

PART III. 汚染の制御

- Article 20. 汚染の定義
- Article 21. 汚染の種類
- Article 22. 汚染の制御の義務
- Article 23. 保護措置及び汚染の制御のためめの環境基準、無許可排出の禁止、有害廃棄物輸入の全面禁止等

PART IV. 環境影響の是正(mitigation)及び復旧

- Article 24. 環境の是正の定義
- Article 25. 環境是正の義務
- Article 26. 環境の復旧の定義
- Article 27. 環境保護の義務
- Article 28. 災害により破壊された場所の復旧
- Article 29. 文化的、歴史的及び自然的遺産地の復旧

PART V. 環境保護基金

- Article 30. 国家環境基金 (Environment Protection Fund) の設立に対する政府の支援
- Article 31. 基金の資金源
- Article 32. 基金の使用

PART VI. 環境に関する国際関係及び国際協力

- Article 33. 環境に関する国際関係：国際協力等への参加の政府による支援、条約等への参加
- Article 34. 環境に関する国際紛争の既存の条約に基づく解決

PART VIII. 環境の管理とモニタリング

- Article 35. 環境管理とモニタリングの体制：科学技術環境庁、各省庁における環境管理・モニタリング組織、省、市、特別行政区レベルにおける環境管理・モニタリング組織、町レベルにおける環境管理・モニタリング組織、村落行政
- Article 36. 中央レベルにおける環境管理とモニタリングの組織である科学技術環境庁の任務
- Article 37. 各省庁における環境管理・モニタリング組織の任務
- Article 38. 省、市、特別行政区レベルにおける環境管理・モニタリング組織の任務
- Article 39. 町レベルにおける環境管理・モニタリング組織の任務

(出典： ラオス法務省担当者による各条の英訳を修正して内容の類推しやすいものにした。)

環境保護法の規定のうち、産業公害に特に関係が深いものとして以下がある。

第9条 生産過程及び事業活動においては、社会・経済状況に対して適当であり、かつ、環境に対する害を最小にするような先進的技術を使用しなければならず、また、各セクターについて設定される技術標準を遵守しなければならない。

第22条 すべての個人及び組織には、汚染を制御する義務がある。生産、工業、サービス、農業、林業、手工芸及びその他の事業活動に従事する者は、規定された環境基準に適合するよう、技術を活用し、かつ、必要な汚染制御装置を設けなければならない。

第23条 すべてのレベルの環境管理・モニタリング機関は、その役割と任務に従い各セクターと協力して、環境の保護と汚染の制御のために規則を設けるとともに、環境質の基準を設定しなければならない。

すべての種類の活動に従事する者は、水、土壌、大気、化学物質、放射性物質、振動、騒音、眩光、漂白、悪臭の汚染を制御し、それらからの保護を厳格に行わなければならない。

適当な処理を行うことなく運河、自然の水系その他の場所に廃水を排出すること及び規定された基準を超えた水を排出することを禁止する。

規定された大気基準を超えた有害な煙、気体、悪臭、化学物質または粉塵を放出することを禁止する。

有害な化学物質及び放射性物質の生産、輸入、使用、輸送、貯蔵及び処分は、規定された規則及び基準に厳格に従ってなされなければならない。

規定された限度を超えて振動、騒音、眩光及び悪臭を放出することを禁止する。

ごみを捨てることすべてを禁止する。廃棄物処分場所を割り当てるとともに、処理、焼却、埋め立て及びその他の方法による処分に先立ち、廃棄物を分別しなければならない。廃棄物の加工、廃棄物の生産過程へのリサイクル及び再利用のための技術を支援しなければならない。

ラオスの陸上、水上、航空の境界を経ていかなる種類の有害廃棄物の輸入または輸送することを禁止する。

第24条 中央レベルにおける環境管理・モニタリング機関である科学技術環境庁は、次の任務を持つ。

(1) 政府の事務局として行動し、環境の管理とモニタリングのために、環境戦略と環境政策を作成するとともに、それらを各種計画、詳細プロジェクト及び関係規則の中に反映させる。

(2) 環境の管理とモニタリングの活動を実施するとともに、政府に対しこの国の環

境の状態を定期的に報告する。

- (3)環境の管理とモニタリングの諸活動に関して関係各セクター間及び地方行政間の調整センターとして行動する。
- (4)適当な先進的科学技术を使用して、調査研究を行い、方法を特定する。
- (5)環境に関係する戦略的計画、プログラム、プロジェクト、規則及び法令をモニターするとともにそれらの実施を制御する。
- (6)環境に関わるサービスを行う組織に対して免許を与え、またはそれを取り消す。
- (7)環境影響評価に関する規則に従い、環境影響評価報告書を作成すべき開発プロジェクト、開発活動を指定する。
- (8)人民その他から環境問題に関する陳情を受け付けで回答する。
- (9)人間の健康、生命、動植物及び環境に対して悪影響を及ぼしている活動を是正し、一時停止させ、撤去させ、または閉鎖させる命令の発令に関し、権限ある関係当局と協力する。
- (10)各セクターの機関及び地方行政と密接に協力して、環境に係る技術職員を訓練し、その技術の向上・改良を図り、また、この国のすべての層の人民を教育し、その環境意識を向上させる。
- (11)国の社会・経済計画策定過程におけるインプットとして使用するために、環境と天然資源に関するデータを収集、分析、頒布する。
- (12)環境問題に関する国際関係と国際協力を促進する。
- (13)政府が与え、または法令・規則により規定されるその他の任務を果たす。

第37条 いずれの省も、環境管理・モニタリング担当組織を設置する必要が生じた時、科学技術環境庁と協力しなければならない。

省レベルの環境管理・モニタリング担当組織は、その省の担当するセクターの活動の実施に関し、次の任務を持つ。

- (1)科学技術環境庁の発する一般的計画及び規則に基づき、そのセクターに関する環境の保護の計画と規則を作成し、かつ実施する。
- (2)先進的科学技术を使用して、そのセクターに関する環境問題について、保護し、質の低下したものを是正し、復旧させるために、調査研究し、分析し、方法を特定する。
- (3)そのセクターの開発プロジェクト及び開発活動に対して、環境影響評価報告書を作成するよう指示する。
- (4)環境保護の規則及び法令の実施を監視する。
- (5)そのセクターにおいて、人間の健康、生命、動植物及び環境に対して悪影響を及ぼしている活動を是正し、一時停止させ、撤去させ、または閉鎖させる命令の発令に関し、権限ある関係当局に対し勧告する。
- (6)環境影響の是正のため、科学技術環境庁、地方当局及びその他の関係者に対し、

報告し、それらとの間の協議に参加し、経験を交換する。

- (7) その環境技術職員を訓練し、その技術を向上・改良させ、また、そのセクターのすべての者を教育するとともにその環境意識を向上させる。
- (8) 環境と自然資源の情報を取りまとめ、分析し、頒布する。
- (9) 環境保護問題に関し、対外関係及び国際機関との協力を促進する。
- (10) 省が与え、または法令・規則により規定されるその他の、環境保護のための任務を果たす。

第38条 省、市及び特別区は、科学技術環境庁と協力して、環境の管理とモニタリングの組織を設置しなければならない。

州、市及び特別区の環境管理・モニタリング組織は、その区域において、次の任務を持つ。

- (1) 国家環境保護計画に従い、省、市または特別区レベルにおいて、環境保護に関する計画と規則を策定し、実施する。
- (2) 先進的科学技術を使用して、その区域において、環境問題を保護し、質の低下したものを是正し、復旧させるために、調査研究し、分析し、方法を特定する。
- (3) 環境影響の是正のため、科学技術環境庁、地方当局及びセクター担当機関に対し、報告し、それらとの間の協議に参加し、経験を交換する。
- (4) 環境保護に関する法令、命令、規則の実施を監視する。
- (5) 人民その他から環境問題に関する陳情を受け付けて対処する。
- (6) その区域において、人間の健康、生命、動植物及び環境に対して悪影響を及ぼしている活動を是正し、一時停止させ、撤去させ、または閉鎖させる命令の発令に関し、権限ある関係当局に対し勧告する。
- (7) 環境と自然資源の情報を収集し、取りまとめ、分析し、頒布する。
- (8) 環境技術職員を訓練し、その技術を向上・改良させ、また、大衆を教育するとともにその環境意識を向上させる。
- (9) 知事、市長、特別区長が与え、または法令・規則により規定されるその他の任務を果たす。

第39条 その存する省、市または特別区のレベルの環境管理・モニタリング組織と協力して、町は、環境の管理とモニタリングの組織を設置しなければならない。

町の環境管理・モニタリング組織は、その区域において、次の任務を持つ。

- (1) 省、市、特別区の環境保護計画に基づき、町レベルにおいて、環境保護に関する計画と規則を策定し、実施する。
- (2) 先進的科学技術を使用して、その区域において、環境問題を保護し、質の低下したものを是正し、復旧させるために、調査研究し、分析し、方法を特定する。
- (3) 環境保護に関する法令、命令、規則の実施を監視する。
- (4) 環境影響の是正のため、省、市、特別区の環境管理・モニタリング組織に対し、報告し、それらとの間の協議に参加し、経験を交換する。
- (5) 人民その他から環境問題に関する苦情を受け付けて対処する。

- (6) その区域において、人間の健康、生命、動植物及び環境に対して悪影響を及ぼしている活動を是正し、一時停止させ、撤去させ、または閉鎖させる命令の発令に関し、権限ある関係当局に対し勧告する。
- (7) 環境と自然資源の情報を収集し、取りまとめ、分析し、頒布する。
- (8) 環境技術職員を訓練し、その技術を向上・改良させ、また、その区域の人民及びその他の者を教育するとともにその環境意識を向上させる。
- (9) 町長、省、市、特別区の環境管理・モニタリング組織が与え、または法令・規則により規定されるその他の任務を果たす。

第40条 村落行政は、環境の管理とモニタリングに関し、次の任務を持つ。

- (1) 町の計画、命令、規則、指示に基づき、環境の保護に関する計画と規則を策定し、実施する。
- (2) 環境保護に関する情報を頒布し、大衆を教育し、その意識を向上させ、また、村民に対し、村の環境問題の保護、質の低下したものの是正、復旧に関係した活動に参加するよう指示する。
- (3) 環境保護に関する計画、規則、支持の実施を監視する。
- (4) 環境影響の是正のため、町の環境管理・モニタリング組織、町当局、その他の関係者に対し、報告し、それらとの間の協議に参加し、経験を交換する。
- (5) 町、町の環境管理・モニタリング組織が与え、または法令・規則により規定されるその他の任務を果たす。

第42条 環境検査の種類は、(1)通常検査、(2)事前連絡検査及び(3)緊急検査とする。

通常検査は、計画に従い、一定の間隔で実施する。

事前連絡検査は、既存の計画に追加して実施する検査で、必要と判断された際に検査を受ける者に対し事前に通報して実施する。

緊急検査は、検査を受けるものに対し、事前の警告を行うことなく実施する。

環境の検査の任務の実施に際し、環境検査官は、法令を遵守しなければならない。

(c)産業排水の規制

工業手工芸省により1994年に制定された産業排水基準は、以下のものを公共水域に排出することを禁止している。

- ・ 有毒廃棄物
- ・ pHが6.0以下、あるいは9.5以上の廃棄物
- ・ アスファルトや鉄プラスチック製品等、形状、材質等の理由より水流を妨げる可能性のあるもの、あるいは水資源の利用の妨げとなる物質
- ・ 石油及び石油製品
- ・ 生物分解性油

- ・臭いの強いものあるいは自然環境の中で臭いを発生させる傾向のある物質で、それが公害を引き起こす可能性のあるもの
- ・有害気体
- ・放射能物質
- ・色のついた物質で、水を変色させる可能性があり、公害を引き起こすもの
- ・摂氏40度以上の物質

また、この規制は、排出者に対し、防油弁の設置等、管理面の義務を課し、また、政府にその監督権を与えている。

大気汚染や産業廃棄物全般に関する具体的規制はまだない。しかし、工業・手工芸省では、今後、環境保護法の施行にも合わせて、大気についての排出基準を設定したとしている（国際協力事業団の大田正裕国際協力専門員による。）。

(d)環境影響評価

ラオスでは法的に環境影響評価(EIA)が義務づけられていなかったが、事業担当省庁の判断によりダム建設や道路建設では環境影響評価が行われる事例があった。援助機関が環境影響評価を条件付けることとが関係しているものと思われる。特に、道路プロジェクトと灌漑プロジェクトについては、援助機関の協力により、試行的に環境影響評価が行われており、この経験を基にガイドラインが作成されている。しかし、事業毎に判断して行われていたため、これまでに行われた環境影響評価においては、内容や質に差が生じていると言われる。工業・手工芸省では、今後、環境保護法を受けて、ガイドラインの作成等を行いたいとしている(国際協力事業団の大田正裕国際協力専門員による。）。

(2) 組織・体制

(a)概要

1992年の地球サミットまでは、ラオスに環境問題を専門に扱う省庁は存在せず、各省庁が自らの担当分野に関わる環境問題を扱っていた。1993年に初めて環境関連の官庁として科学技術環境庁(STENO: Science, Technology and Environment Organization)が首相府直属の機関として設立され、環境問題全般を担当することとなった。同庁は、1999年にはScience, Technology and Environment Agency (STEA)とされた。

また、環境問題は複数省庁の担当分野にわたっているため、プロジェクトに際し各省庁の管轄を越えて調査や実行にあたる組織として、省庁間ワーキンググループ(IMWG: Inter Ministerial Working Group)が設置された。この組織はSTEAの管轄下で、環境計画や環境管理の進行状況を監督し、必要に応じてその影響を調査する。その調査に基づいてSTEAは政府に進言することができる。

一方、主要な地方には、STEAの支援の下、環境関連の部門が置かれるようになってきている。

(b)科学技術環境庁(STEA: Science, Technology and Environment Agency)

(ア)概要

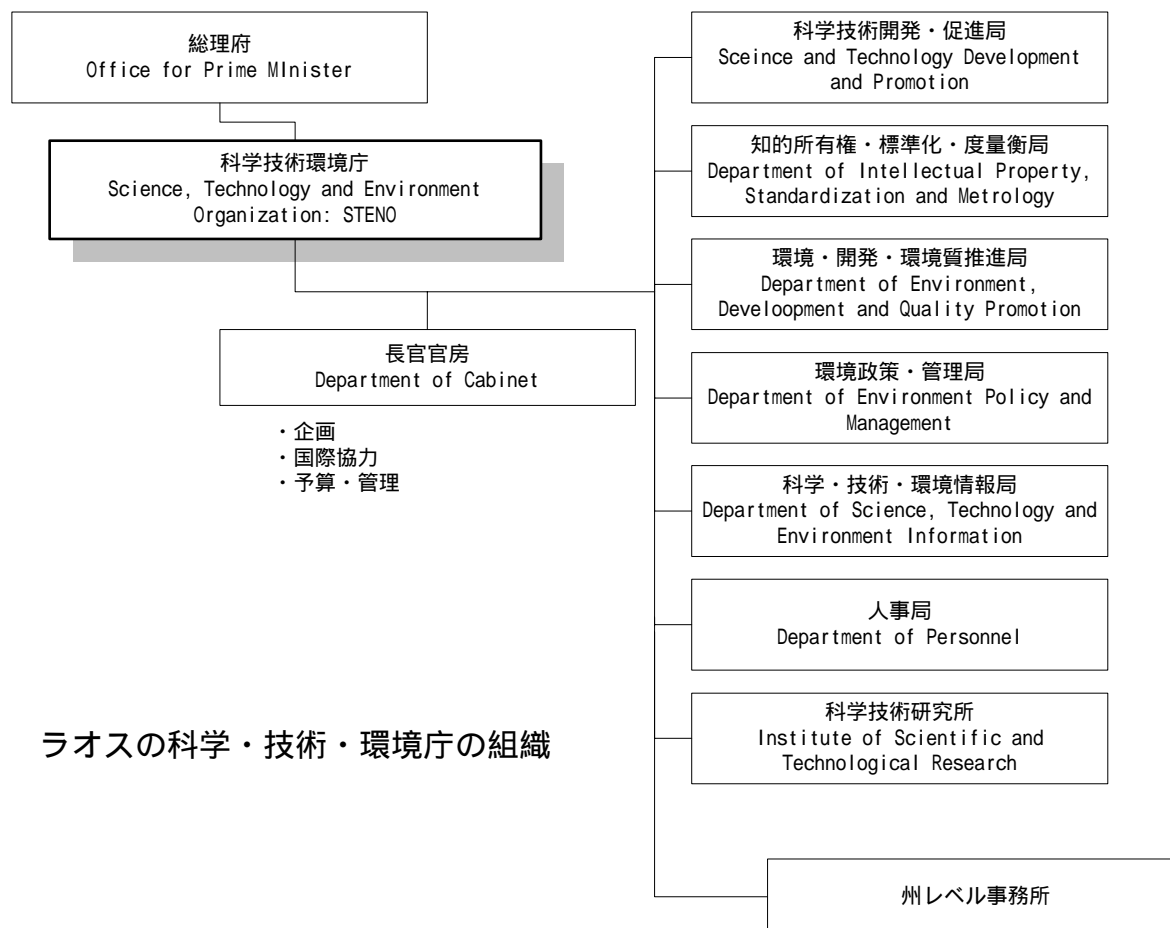
STEAは、科学技術や環境問題に関わる政策作成やそれに伴う試験や研究、行政統括を担当している。長官は国務大臣である。当初、環境分野に関しては、同庁には次のような役割が与えられた（海外環境協力センター、1998）。

- ・ 国家の環境政策の枠組みの整備
- ・ 海外の先端の科学技術の研究とラオスへの応用
- ・ 環境計画や環境管理の方法を開発
- ・ 環境モニタリング制度の設立
- ・ 中央政府と地方政府との連携・調整
- ・ 環境及び科学技術に関連する関係団体の監督

1999年に制定された環境保護法は、上の同法の内容の紹介のとおり、科学技術環境庁の任務については、政策立案・調整官庁とし、実施面は、各セクターの官庁と省等の地方行政が担うことを規定した。

(イ)科学技術環境庁(STEA)の業務と組織

1998年現在、STENOの中には8つの部局があり、職員数はおよそ120人であった。しかし、1999年4月の環境保護法の成立を受けて、現在、科学技術環境庁(Science, Technology and Environment Agency: STEA)の環境部門の組織の見直しが行われている。2000年2月末時点では、まず、環境局(Department of Environment)と環境研究所(Environment Institute)とに分け、前者については、政策、法令、基金管理等を担当する政策部と環境影響評価、自然資源管理問題、環境汚染問題、国際協力等を担当する環境管理部を設ける方向になっている。後者については、モニタリング、情報、分析、研究、生態学等の部門を持つ環境研究部と研修部とを設ける方向で固まっており、現状の職員数は、16 - 17名である。



ラオスの科学・技術・環境庁の組織

図5.3. 1998年の科学技術環境庁(STENO)組織図

出典:科学技術環境庁資料

(c)その他の環境関連組織

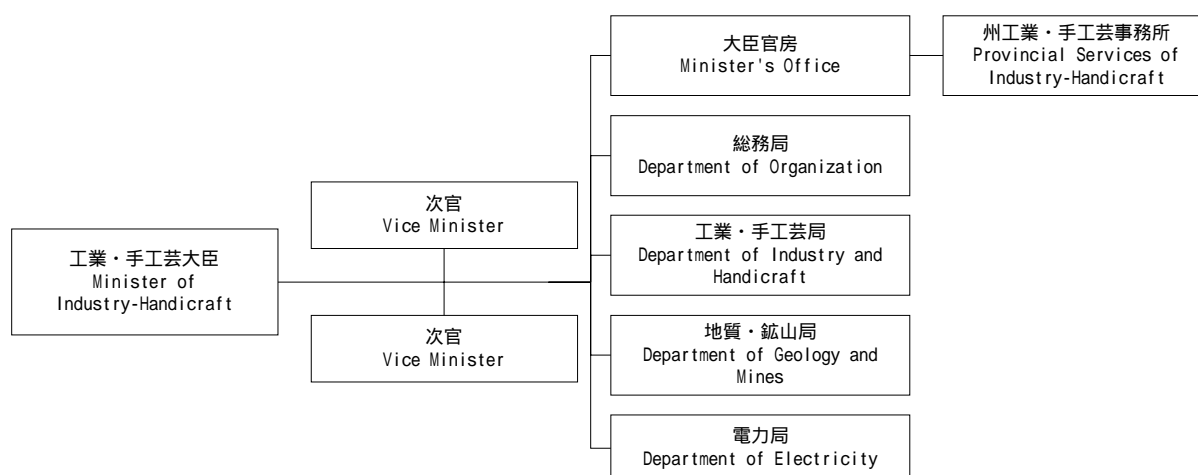
その他の環境関連組織として、農林省、工業手工芸省が挙げられる。農林省は、環境問題と関連が強く、特に森林管理に関しては林野局が担当している。また、林野局の下にCentre for Protected Area and Watershed Management (CPAWM)があり、自然保護区の制定と、その管理を行っている。

林野局内において、その中でもCPAWMの環境における役割の重要性は大きい。CPAWMの担当事項を以下に記す。

- ・ 生物の多様性と流域の保護に関する農林省内の全ての活動に対して調整を行う。
- ・ 野生生物、保護区、流域管理と湿地の担当を主とし、その他として教育、広報、データベース管理を行う。
- ・ 生物多様性保護と資源管理における強力ドナー団体とラオス政府内のカウンターパートの調整。現在CPAWMは20以上のプロジェクトとプログラムを扱っている。
- ・ 外務省及びSTEAを通してラオスが加入した国際条約、例えば生物多様性条約等の履行責

任を負う。

工業・手工芸省は廃棄物及び排水に関わる工業関連排出基準を担当している。通信運輸郵政建設省は、都市開発及び交通網の整備、公衆保健省は、地方公共団体が担当している一般廃棄物の管理の指導、衛生問題等に関わっている。各地方公共団体が廃棄物処理や下水道等を担当している。



ラオスの工業・手工芸省の組織

図5.4. 工業・手工芸省組織図

出典: 海外環境協力センター、1998 (原典: Department of Public Administration and Civil Service, 1996)

4. 環境事業団の情報等に対するニーズと情報頒布方法の検討

以上のとおり、ラオスは環境保全のための法制度及び組織を整えるための努力を着実にやっている。その結果、GDPに占める工業の割合も、20%に達した。しかしながら、いまだに、国民の80%が農業に従事し、GDPにおける農業の割合も50%となっている農業国である。また、後発開発途上国でしかも山がちの同国の環境問題とは、森林、土壌、野生生物等の自然資源の問題であり、また、今後も、内陸国、山がちといった自然的要因及び5百万足らずの小さな人口等のため、工業開発が急速に進むとは考えにくい。そのため、環境事業団の経験に関する情報の必要性はあまり高くない。

しかしながら、政府として環境保全に取り組む姿勢は明確であり、その視野には産業公害も入っていると同時に、情報を受け取る組織として科学技術環境庁も作られているので、同庁に対し、事業団の経験に係る情報を提供することには意義がある。特に、国際協力事業団の協力も得て、1999年に成立した環境保護法の実施のための各種規則等を作成し、組織・体制を整備しようとしているところでもあり、情報の提供の機会としては適している。但し、科学技術環境庁の組織・人員が小さいことは厳然たる事実であり、このことに起因する消化能力には限界があると考えら

れるので、先方の消化能力に配慮した提供方法の工夫は必要であろう。

ラオスでは、フランスの植民地であったことから、古い世代はフランス語を話す者が多いが、若い世代は英語を習得しようと努力している。しかし、まだ英語を話す層も小さいので、情報を提供する場合の言語はラオ語が望ましい。その場合、ラオ語とタイ語とが相互に方言のような類似した言語であり、文字も同じ(但し、ラオスは、第二次世界大戦後に、表記と発音とを一致させ、いわば「新仮名遣い」になっているのに対し、タイでは、従来の、表記と実際の発音とが食い違った表記のままである。)であるので、タイに対する情報提供と併せて行うことを検討し得る。

囲み5.2. ラオスについてのODA白書1999の記述

1. 概説

(1) 政治・外交

ラオスは、86年に「新思考」政策を唱えて以来、従来の親ヴェトナム、親ソ路線を修正し、ヴェトナムとは「特別な関係」を有するとしつつも、全方位外交を行っている。一方、経済改革を進め、市場原理導入等の経済開放化政策(「新経済メカニズム(NEM)」)を推進している。また、91年には憲法採択、92年及び97年には国民議会選挙が行われるなど、民主化も進んでいる。

97年12月に実施された第2回国民議会選挙を受け、98年2月に開催された第4期第1回国民議会総会において、カムタイ新大統領、シーサワット新首相、他閣僚が任命されたが、政策的にはこれまでの方針を踏襲している。また、近年は、タイ、中国等近隣諸国との関係の強化、西側諸国との対外関係拡大にも努力している。97年7月にはASEAN正式加盟を果たした。

(2) 経済

内陸国という地理的条件と、長期間にわたった過去の内戦の影響により経済発展は遅れている。経済は、開放政策の下、市場経済メカニズムの積極的な導入を通じて経済の活性化に努めてきており、94年には実質経済成長率8.1%を達成し、インフレ、為替レートとも比較的安定していた。

しかし、97年7月に始まった経済危機の影響により、通貨キープの対ドルレートが急激に下落したことに加え、従来から存在していたインフレ懸念とキープ貨の減価圧力が拡大した結果、輸入品への依存度が高いラオスにおいては、国内経済への影響も大きくなってきている。また、財政赤字・貿易赤字の構造的問題も依然として解消しておらず、外貨収入や税収の増大による赤字の解消が課題となっている。更に、ASEAN加盟と同時にASEAN自由貿易地域(AFTA)にも加盟し、2005年までに関税率を5%以下へ引き下げることが義務付けられたため、同国の大きな財源となっている関税収入の代替財源の確保が急務になっている。98年の実質経済成長率は2.5%(推定値)である。主要産業は農林業(米、豆、木材等)で、国内総生産の三分の二以上を占めており、人口の80%以上が従事している。その他の主要産業は森林加工業、水力発電等に限定されている。

96年3月の党大会において政府は、1996年から2000年までの5か年計画(年率8-8.5%の成長達成、一人当たり所得を500ドルに増大させる等)や、2020年までにLLDCからの脱却を目指した長期開発計画を掲げるとともに、これまでの経済改革・開放路線の継続を決定した。

2. 我が国の政府開発援助のあり方と実績

(1) 援助方針

我が国は、伝統的友好関係にあるラオスの安定・発展がインドシナ全体の経済圏としての発展を図る上で重要であり、後発開発途上国(LLDC)であることに加え、内陸山岳国であるとの制約があること、経済開放化政策や民主化を進めていること、さらに、97年アジア経済危機が徐々に浸透する中で、構造的な問題を抱えており、また2008年までのASEAN域内関税の引き下げに対応するために、財政構造改

革や制度・組織体制等の整備が不可欠であり、支援を必要としていること等を踏まえ、DAC 新開発戦略及び我が国ODA 大綱の理念・原則を踏まえつつラオスの経済開放政策に基づく国造りの努力に対し、着実に支援を行っていくこととしている。

我が国は、ラオスにおける開発の現状と課題、開発計画等に関する調査・研究及び98年3月に派遣した経済協力総合調査団等によるラオス側との政策対話を踏まえ、以下の分野を援助の重点分野としている。

(a) 人造り

ラオスではあらゆる分野において人材が不足しており、人造りが最重要課題である。市場経済化促進、行政強化、農業開発、インフラ整備等に資する人材育成を重視し、特に、(ア)行政官の育成、(イ)税関職員・徴税官吏の育成、(ウ)公共企業及び民間部門の実務者・技術者の育成、(エ)高等教育支援、(オ)銀行・金融部門における人材育成を重点的に行う。

(b) BHN 支援

(ア)初等教育(校舎建設・改修、機材供与等)、(イ)保健・医療(基幹病院を中心に施設改修・機材整備、子供の健康)、(ウ)環境保全(森林造成等)

(c) 農林業

農業はGDP の約6割、労働人口の約8割を占めるが、人口増等に伴い食料輸入が増える懸念もあり、依然食料自給の見通しは定かではない。具体的には、(ア)農業政策の企画・策定、(イ)灌漑施設整備、(ウ)ポストハーベスト(貯蔵、流通、加工)改善、(エ)焼畑対策/森林保全、(オ)農村開発を重点として農林業分野への支援を行う。

(d) インフラ整備

水力発電は重要な外貨獲得源となっているが、今後、売電以外の産業育成に努めつつ、環境配慮、近隣国の電力需要等を見極めつつ慎重に対応していく。道路及び橋の整備については、国土の東西・南北の骨格となる幹線道路整備を当面の目標とし、その後維持面の強化を図る。

協力に当たっては、ラオスの援助吸収能力の現状に鑑み、他の援助国・国際機関との援助調整に配慮する必要がある。また上記の合意された個々の重要分野への支援継続と並び、ラオス側の開発計画の策定と実施の体制を支えるために、分野横断的な課題として政策支援型の技術協力(政策アドバイザーの派遣、開発計画策定・政策実施の能力向上、法的・制度的基礎強化の為の支援等)も常に念頭に置く必要がある。

また、ラオスは市場経済への移行方針の下に経済運営のノウハウ修得等につき我が国への協力を求めており、我が国としてもラオスのこのような姿勢を歓迎し、支援することとしている。

99年7月に行われた政策協議(無償・技協・開協)においては、4つの重点分野の有効性が確認され、また、東西経済回廊の活性化への協力、金融分野をはじめとするマクロ経済政策への支援等の重要性についても確認された。

また、我が国は、95年2月インドシナ総合開発フォーラム閣僚会議を開催するなど、ラオスを含むインドシナ地域の開発に積極的に取り組んでいる。97年6月には、我が国を含むドナー国・国際機関他が参加し、ジュネーブで第6回ラオス円卓会議が開催され、地域アプローチや環境保護の重要性等について確認するとともに、経済改革と社会開発・環境への配慮を通じた持続可能な成長に関するコンセンサスが得られた。同時にラオス側より、開放政策の堅持や2000年までの社会・経済計画を通じた持続的成長を目指す旨表明され、これに対し、ドナーより2000年までの支援として合計約12億ドルが表明された。一方、99年3月にはラオス政府のマクロ経済政策措置が不十分との理由で、世銀による構造調整融資が中断されている。

(2)実績

我が国は、91年度以降継続してラオスに対するトップ・ドナーとしての地位を占めており、97年の実績では、対ラオス援助全体の23.09%、対ラオス二国間援助の47.9%を占めている。

有償資金協力では、第5回ラオス円卓会議での表明を受け、95年5月のカムタイ首相来日時に表明したアジア開発銀行(ADB)との協調融資による「ナム・ルック水力発電所建設計画」に対する円借款の供与(供与額約39億300万円)を96年10月に実施した。なお、98年12月には、「第二メコン国際架橋事業」(約40億円)の実施につき表明している(インドシナ中央部の南北・東西と結ぶ国道9号線のラオス・タイ国境に設置)。

無償資金協力では、ラオスがLLDCであることから、農業、農村開発、医療等基礎生活分野における援助を行うとともに、国際機関等他のドナーとの協調を図りつつ運輸インフラ整備に対する援助も実施している。98年度は、運輸インフラ(空港・橋梁)、農業・農村開発、森林保全、保健医療など、幅広い協力を行った。また、経済危機の影響緩和のため、特に社会的弱者対策を中心とした経済構造改善努力支援のためのノン・プロジェクト無償資金協力(15億円)を99年1月に実施した。

技術協力については、人造り、社会基盤整備、農業、保健医療分野を中心に実施しており、近年実績は拡大している。90年度からは、青年海外協力隊の派遣を再開しており、92年にはプロジェクト方式技術協力が再開された(公衆衛生プロジェクト)。また、「日・インドシナ友情計画」の下、95年度から毎年20名のラオス青年を5年間我が国に招聘している。

WID(途上国の女性支援)の分野では、96年1月の「インドシナ地域WIDセミナー」を受けて、同年6月のラオス国別ワークショップ(ラオス女性連合、日本、ESCAP、UNDPの共催)において国別行動計画が採択された。また、98年12月には、UNDP、WID基金を活用してラオス女性連盟支援プロジェクトを実施し、同女性連盟の特に地方における活動を支援した。なお、同連盟に対しては、95年度草の根無償資金協力により、同連盟の寄宿舎建設、広報ビデオ作成等を支援した実績がある。